

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する

規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下「令和4年改正法」という。）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項により効力を失ったものを除く。以下「期限切れ免許状」という。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、次の各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 期限切れ免許状の原本

(2) 期限切れ免許状が令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定により失効した普通免許状の場合は、同条第3項に規定する修了確認期限に同条第2項に規定する旧免許状所持現職教員であつたことを証明する書類

(3) 戸籍抄本

(4) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証、旅券又は健康保険証の写し

第3条に次の1項を加える。

- 2 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、第2条第3項各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、第2条第3項各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第9号に掲げる書類の提出を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。